

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたト
レード・タームズVI**11. 運賃保険料込み（指定仕向港）イン
コタームズ2020**CIF〔Cost Insurance and Freight〕
（named port of destination）
Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、海上または内陸水路運送でのみ使用されるべきである。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己で運送契約の締結を行い、船積港において、物品を本船の船上に置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、引渡の義務を果たすことになる。

物品の滅失または損傷の危険は、物品が本船の船上に置かれたときに移転する。それは、物品が正常な状態で、記載通りの数量で、仕向地に実際に到着しようがしまいが、売主は物品を引き渡す義務を履行したものとされる。

指定仕向港の地点までの費用は売主の勘定であるので、できる限り正確にその地点を明らかにすることを勧められる。また、売主は、運送中における物品の買主の滅失または損傷に対して保険契約を締結し、その保険料を負担する義務を負う。

二つ以上の運送手段が使用される場合、それは一般に物品がコンテナ・ターミナルで運送人に引き渡される場合には、使用上適切な規則は、CIFよりむしろCIPである。

もし売主が、運送契約のもとに仕向港の特定地点での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

3 船積港と仕向港

CIFでは、二つの港が重要である。一つは、物品が本船の船上で引き渡される港、および二つは、物品の仕向地として合意された港である。危険は、船積港で本船の船上に物品を置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、物品が買主に引き渡されたとき、売主から買主に移転する。しかし、売主は引渡から合意された仕向地までの物品の運送契約を締結しなければならない。

契約は、通常仕向港を特定しているにもかかわらず、危険が買主に移転する場所である船積港を特定していない。例えば買主が価格における運賃の構成要素に合理性があるのか確かめたい場合のように、船積港が、買主にとって特別な関心があるなら、両当事者は、契約においてできる限り正確にそれを明らかにすることを勧められる。

4 保険

売主は、船積港から少なくとも仕向港までの、買主が負担する危険に対する、物品の滅失または損傷を補償（担保）する保険契約を締結しなければならない。これは、仕向国が保険補償（担保）を国内で付保することを求めている場合には難しいかもしれない。この場合、両当事者は、CFRで売買すべきである。

また、買主は、インコタームズ2020年版のCIF規則にもとづいて、売主が、協会貨物約款（A）にもとづく、より広範囲な補償（担保）よりもむしろ、協会貨物約款（C）または同種の約款に応じる限定的な保険補償（担保）を得ることを求められることに留意すべきである。しかし、両当事者がより広範囲な補償（担保）に合意することは自由である。

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

5 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

6 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関または第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。

【補足：保険契約】

インコタームズ2020年版では、主要な改定の一つとして、貨物保険補償（担保）範囲の変更がある。売主が買主のために付保義務があるのは、CIPとCIFである。付保義務について、インコタームズ規則A5〔保険〕およびB5〔保険〕にもとづいて以下を追記する。

CIPでは、他に別の合意または特殊な取引における慣習がない限り、売主は、自己の費用で、使用する運送手段に適合する、協会貨物約款（ロイズ市場協会：Lloyd's Market Association；LMA／ロンドン国際保険業者協会：International Underwriting Association of London；IUA）の（A）条件または「それと同種の条件」により規定された補償範囲に応じる、貨物保険を取得しなければならない。「それと同種の条件」とは、1963年版協会貨物約款（ロンドン保険業者協会：Institute of London Underwriters；ILU）のオール・リスク担保（All Risks；A/R）条件を意味するものと解釈される。この保険は、信頼のおける保険業者または保険会社と契約されるべきであり、かつ、物品に対する被保険利益を持つ買主またはその他の人に、直接保険金を保険者に請求する権利を与えるものでなければならない。

買主により要求された場合、売主は、買主が売主により依頼された必要な情報を提供することを条件として、もし取得できれば、協会戦争約款およびまたは協会ストライキ約款（ロイズ市場協会／ロンドン国際保険業者協会）または「それと同種の約款」に応じる補償範囲の、追加補償を買主の費用で提供すべきである（このような補償が既に前のパラグラフで述べられた貨物保険に含まれていない場合に限る）。「それと同種の約款」とは、1980年版協会戦争約款および1963年版ストライキ約款を意味するものと解釈される。

この保険は、最低でも、契約で定められている価格プラス10%（すなわち110%）を補償すべきであり、かつ、契約の通貨によるべきである。

この保険は、インコタームズ規則A2〔引渡〕で述べた引渡地点から、少なくとも指定仕向地まで、物品を補償すべきである。

売主は、保険証券、保険証明書、または、保険による補償についてのその他の証拠を買主に提供しなければならない。

さらに、売主は、買主の依頼、危険および費用で、買主が追加の保険を取得するために必要とする情報を買主に提供しなければならない。

CIFでは、CIPと相違する点は、「売主は、自己の費用で、協会貨物約款（ロイズ市場協会／ロンドン国際保険業者協会）の（C）条件または「それと同種の条件」により規定された補償範囲に応じる、貨物保険を取得しなければならない」という箇所であり、その他の箇所はCIPと同じである。「それと同種の条件」とは、1963年版協会貨物約款（ロンドン保険業者協会）の分損不担保（Free from Particular Average；FPA）条件を意味するものと解釈される。